

消防用設備等点検済表示制度

この制度は、消防法第17条の3の3の規定に基づく適正な点検を行った証として、点検済証（ラベル）を消防用設備等に貼付することにより、点検実施者の責任の明確化を図るとともに、防火対象物の関係者に対して消防用設備等点検報告制度の認識を高め、消防用設備等の維持管理の徹底に寄与するものです。

制度の推進を図る目的で、右記の点検済証を当協会の会員が適正な点検をした証として貼付しています。

なお、一定の要件を満たしていることが会員の条件となっています。

・点検を実施しようとする消防用設備等に係る種別の消防用設備士等を有していること。

・一定額以上の損害賠償責任保険に加入していること。 etc

点検済証を貼付することにより、次のようなメリットがあります。

- ① 点検実施者の責任が明確になり、適正な点検が推進されます。
- ② 点検日、点検の内容がわかります。
- ③ 次回の点検時期がわかり、維持管理の徹底が図れます。
- ④ 安全のシンボルマークとして、建物の利用者に安心感を与えます。
- ⑤ 点検報告時の添付書類の簡素化や消防機関による立入検査時の基準適合検査の省略化が図られます。

点検済表示制度の推進役 ➡ 普及指導員



普及指導員の業務は、①消防用設備等点検報告制度、防火対象物点検報告制度の普及・啓発②悪質訪問点検による被害防止③消防用設備等点検済表示制度の周知と実施把握④表示会員登録申請に伴う要件審査などです。当協会では、愛知県を6つのブロックに分けてそれぞれに普及指導員を配置し、万全の体勢を整えています。

- Aブロック=名古屋市北部、尾張東部地区、知多半島東部地区
- Bブロック=名古屋市南部、知多半島西部、南部地区
- Cブロック=尾張西部、北東部地区
- Dブロック=西三河北部地区、尾張東部地区
- Eブロック=西三河南部地区
- Fブロック=東三河地区

